

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会
権利制限の一般規定に関する中間まとめ
の概要

平成22年4月23日
文部科学省文化庁
長官官房著作権課

1 検討の背景（「はじめに」・第1章）

- 近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作権法制に対して、インターネットにおける著作物の利用に関する課題を中心に、見直しの要請が高まっており、平成21年改正において、情報検索サービスの実施のための複製その他について、新たな個別規定を設けた。
- 我が国の著作権法は、著作物の利用目的や利用態様等に応じて個別に権利制限規定を設けるという、権利制限規定の限定列挙方式を採用しているが、近年、米国著作権法107条（フェアユース規定）に代表される、一定の包括的な考慮要件を定めた上で、権利制限に該当するかどうかは裁判所の判断に委ねるという方式の権利制限規定（権利制限の一般規定）を導入すべきであるとの要請が、主に以下の指摘とともになされている。
 - 個別規定は厳格に解釈すべきと一般に理解されているため、個別規定のいずれにも該当しない著作物の利用は、それが権利者の利益を不当に害しないものであったとしても、形式的には権利侵害に該当し、著作物の円滑な利用を妨げている
 - 著作物を取りまく様々な環境の急激な変化に適切・迅速に対応し、利用の円滑化を図るためには、個別規定の創設や改正では限界がある
- 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会は、平成21年5月以降、権利制限の一般規定についての具体的な検討を開始しており、この中間まとめでは、その検討結果を中間的にとりまとめた。

2 権利制限の一般規定を導入する必要性（第2章・第3章）

（1）問題の所在

- 法制問題小委員会において実施した、学識者団体、利用者団体、権利者団体へのヒアリングでは、権利制限の一般規定の導入に賛成する意見として、
 - 著作物の通常の利用を妨げず、権利者の利益を不当に害しない利用であっても、形式的には権利侵害となる利用については、利用者に対する萎縮効果がある
 - 著作物の通常の利用を妨げず、権利者の利益を不当に害しない利用であっても、個別規定の対象でなければ権利が働くため、新規ビジネスへの萎縮効果がある
 - 個別規定は、厳格に解釈すべきであると一般に理解されているため、個別規定の解釈等による解決には限界がある
 - 新たな権利制限が求められている利用形態について、その都度必要性等について審議し、関係者間の合意が得られ次第、個別規定を改正・創設する方法では、技術の急速な進歩等に伴い生じる新たな利用形態に対して、立法措置に時間がかかる
- 導入に反対する意見として、
 - 権利制限の一般規定を導入しなければならないほどの重大な問題は生じていない
 - 権利制限の一般規定の導入により居直り侵害行為者が蔓延する
 - 権利行使に係る訴訟コストなどの負担が権利者側にのみ増加し、実質的公平性を欠く等の意見が出された。
- 利用者側からは導入に積極的な意見が多く出された一方、権利者側からは導入に消極的な意見が多く出され、大きな意見の隔たりが認められる。
- 本小委員会では、これらのヒアリング結果を分析し、立法的対応が必要であるか否かを判断するため、導入を根拠付ける立法事実があるかどうかを慎重に検討した。

(2) 権利制限の一般規定を導入する必要性の検討

個別権利制限規定の解釈等による対応可能性について

- インターネット等の技術の発展による著作物の利用形態・利用環境・利用手段等の多様化や、社会状況の変化等にかんがみ、個別規定の解釈論による解決には、今後、一定の限界があり得る。
- 民法上の一般規定に解決を委ねるよりも、著作権に特化した権利制限の一般規定を導入する方が、規律の明確化を図ることができると考えられる。

個別権利制限規定の改正等に時間がかかるとの指摘について

- インターネット等の技術の発展による著作物の利用形態・利用環境・利用手段等の多様化や、社会状況の変化等にかんがみ、個別規定の改正等による解決には、今後、一定の限界があり得る。

居直り侵害行為者の蔓延、権利者の負担増により実質的公平性を欠く等の指摘について

- 権利制限の一般規定の導入により居直り侵害者が蔓延するとまでは考えられず、権利者側の負担増により実質的公平性を欠く等の指摘については、権利制限の一般規定の要件や趣旨を明確にすること等により、ある程度解消することが可能。

権利制限の一般規定を導入する効果について

- ヒアリング結果を踏まえると、権利者の利益を不当に害さず、社会通念上、権利者も権利侵害を主張しないであろうと考えられる著作物の利用であっても、企業をはじめとして法令遵守が強く求められている現代社会においては、利用者が権利侵害となる可能性を認識し、利用を躊躇する場合もあると考えられ、権利制限の一般規定の導入によりかかる萎縮効果が一定程度解消されることが期待できる。

権利制限の一般規定を導入する意義は認められる。

3 権利制限の一般規定の内容（第4章）

(1) 権利制限の一般規定の内容

- ヒアリングで出された事例を分析・分類した結果、次のAからCの類型の利用行為を、権利制限の一般規定による権利制限の対象と位置付けることが適当。

① いわゆる「形式的権利侵害行為」

(利用の質または量が軽微であり実質的違法性がないと評価される行為)

A その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、その利用が質的または量的に社会通念上軽微であると評価できるもの
例) 写真や映像の撮影に伴ういわゆる「写り込み」

② いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するかはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利益を及ぼさないと考えられる利用

B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの
例) ・ CDへの録音許諾を得た場合におけるマスターテープ等中間過程での複製
・ 漫画のキャラクターの商品化を企画し、著作権者に許諾を得るにあたって必要となる企画書等における当該漫画の複製

C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受（見る、聴く等）するための利用とは評価されない利用
例) ・ 技術の開発や検証のために、著作物を素材として利用する利用
・ ネットワーク上で複製等を不可避免的に伴う情報ネットワーク産業のサービス開発・提供行為

- なお、AからCの類型の利用行為であっても、権利者の利益を不当に害する可能性が否定できないため、社会通念上著作権者の利益を不当に害しない利用であることを追加の要件とする等の方策を講ずることが必要。

(2) その他の利用行為

③ 既存の個別規定の解釈による解決可能性がある利用

- 裁判実務において、個別規定の解釈等により妥当な解決が図られており、また、必ずしも個別規定が常に厳格解釈されているものでもないことから、これらの利用は個別規定の解釈に委ね、一般規定の対象とする必要はない。

④ 特定の利用目的を持つ利用

(障害者福祉、教育、研究、資料保存といった目的の公益性に着目した利用)

- 既存の個別規定の関係を慎重に考慮する必要がある、必要に応じて個別規定の改正・創設により対応することが適当。
- パロディとしての利用については、いかなるパロディを権利制限の対象とするのか、現行法の解釈による許容性、同一性保持権との関係等、検討すべき重要な論点が多く、権利制限の一般規定にその解決を委ねるのではなく、必要に応じて個別規定の改正・創設により対応することが適当。

⑤ その他

- ①から④のいずれにも該当しない利用については、権利制限の必要性を慎重に検討した上で、必要に応じ個別規定の改正・創設により対応することが適当。
- 他人の著作物利用行為に何らかの形で関与する行為（例：公衆への配信を前提としない録画転送サービス）については、間接侵害の問題として別途検討、対応すべきものであり、権利制限の一般規定を導入することにより解決できる性質の問題ではない。

(3) 権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題

権利制限の対象とする支分権及び著作物の種類

AからCの類型を対象とする権利制限の一般規定に関して、その適用を特定の支分権や特定の種類の著作物に限定する必要はないものと考えられる。ただし、Cの類型については、プログラムの著作物の特殊性を考慮し、Cの類型から除外すること等も含め、慎重な検討が必要。

著作者人格権との関係

AからCの類型の利用行為の性質を踏まえつつ、著作財産権の制限と著作者人格権の制限との関係に係る現行著作権法の考え方に十分留意しつつ、慎重な検討が必要。

既存の個別規定等との関係

- 具体的な規定の仕方により、個別規定の見直しの必要性等の取扱いが変わることが考えられ、慎重な検討が必要。
- 権利制限の一般規定の導入後も、必要に応じて、適宜個別規定の追加、見直しを行うことが適当。

関係条約との整合性

ベルヌ条約等のいわゆるスリーステップテスト（(i)特別の場合、(ii)著作物の通常の利用を妨げない、(iii)著作者の正当な利益を不当に害しない。特に第一ステップ）に係る判断基準に留意することが必要。

強行法規性

個別規定と同様の考え方が妥当し、いわゆるオーバーライド契約の有効性の判断に当たっては、一般規定の趣旨等を総合的に勘案して対応することが必要。

刑事罰との関係

刑罰を定める法は、憲法31条（罪刑法定主義）に基づき、内容の明確性が要請される（明確性の原則）ため、一般規定の内容等の検討に当たっては、明確性の原則に十分留意することが必要。

実効性・公平性担保のための環境整備

懲罰的損害賠償制度やクラスアクション制度等の新たな法制度の導入については、慎重に検討すべきであり、また、権利制限の一般規定と併せてこれらの制度の導入が必要とはいえない。

(参考) 諸外国の状況

米国

- 米国著作権法は、包括的な権利制限の一般規定として、107条（フェアユース規定）を設けており、別途、詳細な個別規定も置かれている。
- 米国においては、法の基本的部分の大部分が制定法ではなく判例法によって規律され、新しい法律問題を判断するに当たっては、従来の判例を解釈することで解決しようとする傾向が強く、フェアユース規定も、1841年以降の判例の積み重ねによる裁判上の法理を、1976年に明文化したもの。
- フェアユース規定は、技術革新に応じて柔軟に解釈できる条項である一方、具体的にどのような行為が該当するのか明確性に欠ける面がある。
- なお、米国型のフェアユース規定を導入している国は、台湾・イスラエル・フィリピン・スリランカ等に留まる。

英国

- 英国著作権法は、利用目的を「非商業目的の研究」「私的学習」「時事報道」「授業」等に限定した上で公正な利用を認める権利制限規定（フェアディーリング規定）を設けている。

大陸法系の諸国（ドイツ、フランス等）

- EC指令では、各国が著作権法において過剰な権利制限をしないよう、各国が導入可能な権利制限を限定的に列挙するとともに、いわゆるスリーステップテストについて規定しているため、米国型の一般規定を国内法に導入することはできないと一般に解釈されている。